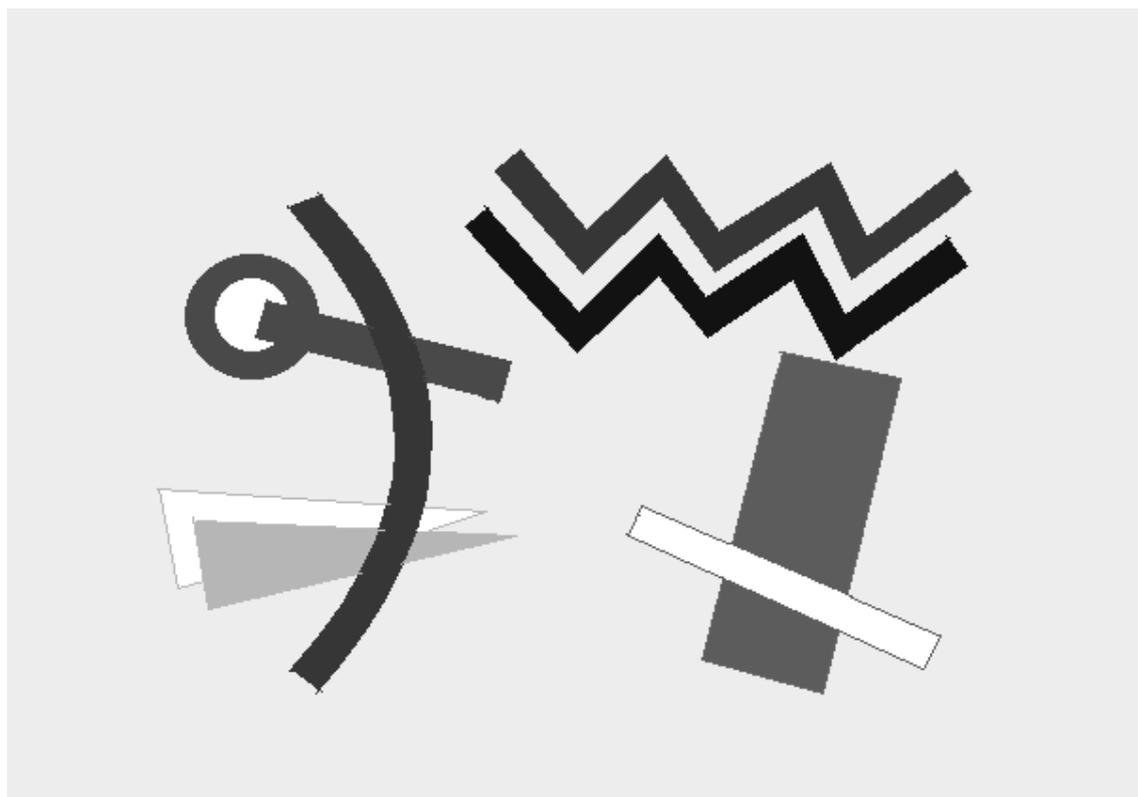


# いるま「太鼓」セッション2018

## 出店要項



**いるま「太鼓」セッション実行委員会**

## いるま「太鼓」セッション2018一般出店要項

### ◎ 出店受付方法について

出店受付は、先着順にて電話（自治文化課窓口可）で受け付けます。

●募集件数 40店舗（先着順）

●事前受付期間

【期 間】 7月13日(金)～7月31日(火)まで【電話または自治文化課まで】  
※土日祝日を除く

【受付時間】 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【出店料】 1枠 3,000円（出店者会議にて支払）

【受付方法】 電話または自治文化課窓口で受付

【連絡先】 入間市役所自治文化課 Tel 04-2964-1111  
(内線2144・2145)

### ◎ 出店申込書の提出について

出店事前受付を行った後、「出店申込書」に必要事項を記入の上、下記のとおり提出してください。

ただし、提出期限までに申込書の提出が無かった場合は、取り消したものと判断します。

【提出期限】 平成30年8月3日(金) 午後5時15分まで

【提出先】 入間市役所自治文化課（FAX可） Fax 04-2964-1720

【提出資料】 一般出店申込書

暴力団排除等に関する誓約書

身分証明書の写し（顔写真があるもの）

### ◎ 出店者会議の開催について

【日 時】 平成30年8月17日(金) 午後7時00分～

【会 場】 入間市産業文化センター 2階 第2集会室B

【持ち物等】 出店料 3,000円・筆記用具

※会議では、出店料の支払、出店にあたっての詳細事項等の説明をするとともに、出店位置の決定（抽選）を行いますので、必ず出席してください。なお、抽選後の出店位置の変更は不可とします。

※抽選開始までに会場に到着しない場合は欠席扱いとし、事務局で出店位置を決定します。

### ◎ 保菌検査（検便）結果の提出について

飲食物を販売する出店者は、食品取扱者全員が保菌検査（検便）を必ず受け、その結果を提出してください。

【提出期限】 平成30年8月31日(金) 午後5時15分まで

【提出先】 入間市役所自治文化課

※保菌検査結果は、開催日前6ヶ月以内のものを提出してください(コピー可)。

今年度も、多くの参加団体と来場者を集め、いるま「太鼓」セッションを入間市博物館市民広場にて開催します。

#### ◎出店料の返金について

雨天等により主催者が当該イベントを中止にする場合(開始後を含む)、出店料を返金しないものとします。

また、出店者の判断で出店を取り止めた場合においても返金は致しません。

### 1. 目的

いるま「太鼓」セッションは、「打」をテーマにした市民パフォーマンスにより独自の文化発信を行い、市民エネルギーを創出することを目的に実施します。この趣旨に基づき市民活動を自主的、積極的に行っている団体または個人が、地元の食材を使った食べ物や、手作り品を中心としてフリーマーケット、バザー出店等を催し、地域に根ざした魅力をアピールします。

### 2. 開催日

平成30年9月9日(日) 午前9時15分～午後4時(小雨決行、荒天中止)

※台風等により開催が危険と判断された場合は中止とします。

### 3. 会場

入間市博物館 市民広場【住所:入間市二本木100】

### 4. 出店時間等

(1) 搬入時間:午前7時30分(予定)～午前9時

※搬入許可証を提示のうえ、搬入をお願いします。搬入時間終了までに速やかに指定の駐車場へ車の移動をお願いします(搬入許可証は出店者会議でお渡しします)。

(2) 準備時間:搬入後～午前9時15分

(3) 出店時間:午前9時15分～午後4時まで【厳守】

(4) 片付け・清掃:午後4時～午後5時

(5) 搬出時間:午後5時～午後5時30分まで

※来場者の車の出入りを優先させるため、上記時間を遵守願います。

※博物館駐車場は一般駐車場となりますので開演中は駐車しないでください。

搬入、搬出車両の博物館駐車場への進入は搬入搬出時間内に限ります。

※片付け・清掃に関しては出店時間終了後の午後4時から開始してください。

### 5. 出店基準

(1) 出店者は、1枠3,000円の出店料を、8月17日(金)に行われる出店者会議で支払うものとします。

- (2) 出店の区画は、1 枠 幅 4 m×奥行 3 mを出店 1 区画とします。
- (3) 火気を使用する出店者は、消火器の備え付けを条件とします。
- (4) 出店責任者及び従事者も含め、下記の項目に一つでも該当するものがある場合は、申込み及び出店ができないものとする。また、警察の見回りにより、下記のものとなされた場合は、その時点から出店できないものとする。
  - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員であるもの
  - ②暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配するものであるもの
  - ③法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員であるもの
  - ④暴力団員をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの
  - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力もしくは関与しているもの
  - ⑥その他反社会的勢力と認められるもの

## 6. 注意事項等

- (1) テント、机、消火器、椅子等は各自用意し、各自設営及び撤去してください。
- (2) ガスの設備はありません。必要な場合は各自で用意してください。
- (3) 今年に限り、実行委員会で発電車両を配備します。1 店舗あたりの使用電力は最大で 1 5 0 0 Wといたします。
- (4) 水は指定の仮設給水場を使用できます。ポリタンク等容器は各自用意してください。
- (5) 販売後の容器回収のため、各店でゴミ箱を用意するようにしてください。
- (6) 当日の事故、売れ残り、中止等による商品の補填について、実行委員会は一切責任を負いません。
- (7) ステージ演奏中の支障となる「音出し行為」は禁止します。
- (8) 商品の価格設定は自由とします。
- (9) 博物館市民広場の芝を保護するため、以下の事項を禁止します。
  - ①ビニールシート等を芝の上に直接敷く行為 (通気性の良いものは可)
  - ②裸火を芝の上で使用する行為
  - ③自動車等を乗り入れる行為 (インターロッキング上も含む)
- (10) ゴミは、分別のうえ指定された場所に搬入をお願いします。また、会場内の清掃活動にご協力ください。
- (11) 当イベントの趣旨にそぐわない場合は出店をご遠慮いただく場合がございます。
- (12) 反社会的勢力または反社会勢力との関係を有する方の出店はお断りいたします。

## 7. 食品を取り扱う出店者への注意事項

臨時出店でも食中毒などの事故があったときには、許可業者と同様、責任を伴うことを自覚し、下記の事項を遵守して衛生的な食品を提供してください。食中毒等に注意し、衛生管理に努めるようお願いいたします。万一、食中毒の事故等が起こった場合、実行委員会では一切責任を負いません。

### ① 食品を取り扱う人

- (1) 下痢をしている人、手指に傷のある人は、食品の調理販売に携わらないでください。  
なお、調理に直接従事される人は、全員が必ず保菌検査（検便）を受け、結果を提出してください。
- (2) 爪は短く切り、作業前、用後は石鹸等で入念に手を洗い消毒してください。
- (3) 清潔な衣類、帽子、履物を着用してください。
- (4) あらかじめ決められた人以外は、調理販売に携わらないでください。
- (5) 施設が無人となることがないようにしてください。

### ② 食品の取り扱い

- (1) 前日に、提供する食品の前処理や調理は絶対にしないでください。
- (2) 調理は提供の直前に行い、作り置きはしないでください。
- (3) 食品や原材料は鮮度及び表示に注意し、できるだけ当日に購入してください。
- (4) 食品は衛生的に保管し、冷蔵庫、クーラーボックス等を用いて低温保存してください。
- (5) 加熱は十分に行い、半煮え、生焼きの食品は絶対に提供しないでください。
- (6) 調理した食品は、会場内で早めに食べてもらうようにしてください。
- (7) 調理後、長時間（3～4時間以上）経過した食品は、提供しないでください。
- (8) 使用水は、水道水又は飲用に適する水であって、十分に供給できるようにしてください。
- (9) 廃棄物容器は、十分な容量であって衛生的に処理できるものを備えてください。

### ③ 器具等の取り扱い

- (1) バット、まな板、ふきん等はよく洗い、漂白剤（次亜塩素酸系）で消毒して使用してください。
- (2) 食器（箸、皿、コップ等）は、使い捨ての物を活用してください。  
エコ容器（紙製のもの）を極力使用してください。

### ④ 取扱食品の原則

- (1) 生もの（さしみ、すし等）、生クリームを取り扱わないでください。
- (2) 原材料の細切等の仕込み行為はその場で行わないでください。仕込みの必要な原材料を使用する場合は、あらかじめ仕込みを行い、必要に応じて使用直前まで十分に冷蔵したものを使用してください。
- (3) かき氷には飲用氷を使用し、削氷を行う際は、手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用い、盛り付けは衛生的な器具を用いてください。

- (4) その場で製造、加工及び調理に多量の水の使用が必要なものは取り扱わないでください。
- (5) かき氷、清涼飲料水及び酒類を除き、客への提供直前に加熱処理が行えるもの以外は取り扱わないでください。

※以下の食材は食中毒の事例がありますので、取り扱いには十分注意してください。

分類	取扱の要件	食中毒・違反事例	
カレーライス類	<p><b>カレー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野菜等は、清潔な場所で事前に仕込んだものとする。</li> <li>当日煮込んだものとする。</li> </ul> <p><b>ライス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>できる限りレトルト又は無菌包装米飯を使用すること。</li> <li>炊飯する場合は、炊飯後65℃以上に保温するか、2時間以内に提供すること。</li> </ul>	<p>ウエルシュ菌 (カレー)</p> <p>黄色ブドウ球菌 (ライス)</p> <p>セレウス菌 (ライス)</p>	<p>●前日調製 ⇒長時間の常温放置による菌の増殖</p> <p>●手指からの汚染 ⇒長時間の常温放置による菌の増殖と毒素産生</p>
めん類 ・うどん ・そば ・ラーメンなど	<p><b>めん</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>清潔な場所で仕込んだものを使用すること。</li> <li>当日に茹で、当日調製した汁をかけるものとする(水さらしは不可)。</li> <li>必要に応じて冷蔵・冷凍など適切に保管すること。</li> </ul> <p><b>かけ汁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整は当日に行うこと(前日調整は不可)。</li> </ul> <p><b>具材</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前に清潔な場所で仕込んだものとする(生卵は不可)。</li> <li>盛り付けは、はし、トング等を使用し、手で直接行わないこと。</li> </ul>	<p>サルモネラ (めんつゆ)</p> <p>ノロウイルス (うどん)</p>	<p>●前日調製 ⇒長時間の常温放置による菌の増殖</p> <p>●手指からの汚染 ⇒水さらし工程、玉取り工程での手指からの汚染</p>
スパゲッティ — (パスタ)	<p><b>パスタ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>清潔な場所で仕込んだもの(乾麺を含む)を使用すること。</li> <li>当日茹でて2時間以内に提供すること。</li> </ul>	<p>セレウス菌 (パスタ)</p>	<p>●前日調製 ⇒長時間の常温放置による菌の増殖と毒素産生</p>

	<p><b>パスタソース</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のカレーの取扱いに準ずること。 (当日調製又はレトルト食品に限るなど)</li> </ul>		
アイスクリーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイスクリームは、許可施設で製造されたものを使用すること。</li> <li>・提供は、ディッシュアップ又はカセット式の機械を用いる方法によること。</li> <li>・ディッシュアップでは、使用の都度、器具を洗浄すること。</li> <li>・カセット式の場合も、汚染の都度、機械・器具等を洗浄すること。</li> </ul>	<p>大腸菌群： 陽性 (規格に不適合)</p>	<p>●器具の洗浄不良 ⇒洗浄消毒が不十分な器具等からの汚染</p>

7. 火気器具を使用する出店者への注意事項

平成25年度に発生しました福知山市花火大会での事故を受け、火災予防条例の一部が改正となり、多数の者が集合する催しで対象火気器具等を使用する者に対して、消火器を準備した上で器具を使用することが義務化となりましたので、対象火気器具等を使用される出店者は1店舗1本必ず消火器の準備をお願いします。

※対象火気器具等とは

- 1 気体燃料を使用する器具 (ガスコンロ・ガスストーブなど)
- 2 液体燃料を使用する器具 (自家発電機・石油ストーブなど)
- 3 固体燃料を使用する器具 (薪ストーブ・炭や薪を用いたかまどなど)



※消火器とは

「消火器の技術上の基準を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に定める消火器です。水バケツ・エアゾール式簡易消火器具および住宅用消火器は該当しません。なお、使用する消火器は、設計標準使用期限内で法令にしたがって点検された良好なものを使用してください。

※必ず一般用消火器を準備してください。

**住宅用消火器**



普通火災適応	天ぷら焼火災適応	ストーブ火災適応	電気火災適応
--------	----------	----------	--------

- 住宅火災に適した消火器として開発された蓄圧式消火器で、誰にでも簡単に操作できます。
- 外面が、赤色以外の色のものもあります。
- 住宅用ですので、薬剤の詰め替えができません。使用期間又は使用期限が表示されています。

**一般用消火器**



普通火災 (A火災) 木材、紙、繊維などが燃える火災	油火災 (B火災) 石油類その他の油類などが燃える火災	電気火災 (C火災) 電気設備などの火災
普通火災用	油火災用	電気火災用

- 法令で定められた義務設置用消火器です。
- 義務設置以外の場所にも設置できます。
- 耐用年数が表示されています。

主催 いるま「太鼓」セッション実行委員会

共催 入間市

後援 入間市教育委員会

お問い合わせ

いるま「太鼓」セッション実行委員会事務局

〒358-8511 入間市役所自治文化課内

TEL 04-2964-1111 (内線 2144・2145)

FAX 04-2964-1720

公式サイト <http://www.iruma-taiko-session.com/>

太鼓セッション当日の連絡先

開催日：9月9日（日）午前7時から午後4時まで

TEL：090-1052-3358（運営本部）

## 暴力団排除等に関する誓約書

- 1 私は、暴力団、暴力団員との関係を有していないことを誓約します。また、このことについて、関係書類等を警察に照会することを承諾します。
- 2 主催者の定める出店場所以外には出店しません。
- 3 開店、閉店時間を厳守します。
- 4 価格表示を明確にし、お客様とのトラブル防止に努めます。
- 5 衛生上支障がないようにします。
- 6 ゴミの持ち帰り、出店場所及び周辺の清掃等環境美化に協力します。
- 7 その他出店に関しては、出店要領を遵守するとともに、主催者及び警察官の指示に従います。

平成30年8月 日

いるま「太鼓」セッション実行委員会 様

出店責任者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

# 記入例

いるま「太鼓」セッション 2018

## 暴力団排除等に関する誓約書

- 1 私は、暴力団、暴力団員との関係を有していないことを誓約します。また、このことについて
- 2 主催者の定め
- 3 開店、閉店時
- 4 価格表示を明
- 5 衛生上支障が
- 6 ゴミの持ち帰り、出店場所及び周辺の清掃等環境美化に協力します。

### 記入上の注意点

1. 記入例の太枠内を記入すること。
2. 出店責任者、出店副責任者を記入すること。
3. ※住所は身分証明書等の住所と同じものを記入すること。
3. 印鑑を、必ず押印すること。
4. 申請日は、絶対に記入しないこと。
5. 修正液は使用しないこと。間違えた場合は、二重線と訂正印で訂正すること。

- 7 その他出店に  
の指示に従いま

日付は記入しないこと！

警察官

平成30年8月 日

いるま「太鼓」セッション実行委員会 様

出店責任者

住 所 入間市豊岡1丁目16番1号

氏 名 入間 太郎

入  
間

いるま「太鼓」セッション実行委員会事務局（入間市役所自治文化課）行 FAX04-2964-1720

整理番号

いるま「太鼓」セッション2018 一般出店申込書

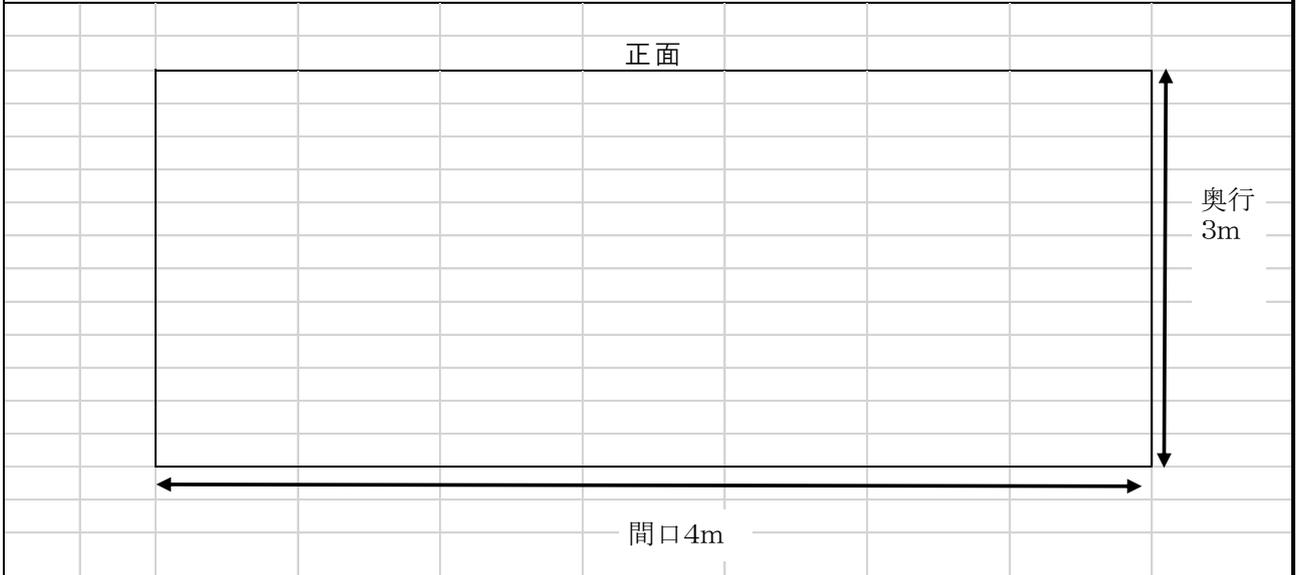
下記のとおり出店を申込みます。

平成30年 月 日

※太枠の中を記入してください

出店責任者	住所	〒	—
	店名	(フリガナ)	
	氏名	(フリガナ)	
	電話番号		
	緊急連絡先	当日の早朝に連絡がつく番号を記入	
出店内容 (主に販売するもの)			
使用する 燃料・火器器具	なし・発電機・プロパンガスコンロ・カセットコンロ・炭火焼き ・その他 ( ) ※該当するものに○印を		
食品の取扱方法 (調理工程等)	※食品を取扱わない場合は記入不要		

店舗平面図（飲食物を販売する場合のみ記入）



従事者名簿（食品を扱う従事者は必ず検体検査を受けること）

氏名	従事内容（調理・販売等）